

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ニプロ株式会社		コード	8086
提出日	2024/6/3	異動(予定)日	2024/6/26	
独立役員届出書の提出理由	現在独立役員として届け出ている社外取締役である橋本勝徳氏、河津英彦氏および青山キヨミ氏が2024年6月26日開催予定の第71期定時株主総会の終結の時をもって退任予定であり、同定時株主総会において、その後任として後記の氏を推薦し、橋本勝徳氏、河津英彦氏および青山キヨミ氏が社外取締役として退任されれば、独立役員の補充として提出するもの。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l		
1	田中 良子	社外取締役	○													該当なし	○	有	
2	嶋森 好子	社外取締役	○														○	有	
3	服部 利昭	社外取締役	○														○	有	
4	吉森 俊和	社外取締役	○														○	新任	有
5	今泉 泰彦	社外取締役	○											△			○	新任	有
6	串田 ゆか	社外取締役	○														○	新任	有
7	柳ヶ瀬 繁	社外監査役	○														○	有	
8	秋園 仁幸	社外監査役	○														○	有	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		田中良子氏は、医療機関における薬剤師業務およびその要職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、また、独立した立場から、経営者としての知識・経験を活かした経営管理に適切な助言、指導を行うなど、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外取締役として選任であると判断している。 また、当取締役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
2		嶋森好子氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり、看護師、大学教授として看護分野における重要な役割を担い、医療分野を中心に専門的な知識、経験を有しており、また、独立した立場から、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外取締役として選任であると判断している。 また、当取締役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
3		服部利昭氏は、金融機関における業務および上場会社の総務部門・経理部門の要職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、また、独立した立場から、経営者としての知識・経験を活かした経営管理に適切な助言、指導を行うなど、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外取締役として選任であると判断している。 また、当取締役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
4		吉森俊和氏は、金融機関の業務を経験された後、上場会社の保険事業、経営・システム部門等の要職に就かれたが、現在労働者が労務または労務に関する機関において、保険制度や福祉事業に関連する業務で培った優れた見識、豊富な経験を有し、また、独立した立場から、経営者としての知識・経験を活かした経営管理に適切な助言、指導を行うなど、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外取締役として選任であると判断している。 また、当取締役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
5	今泉泰彦氏は、当社と取引関係のある株式会社みずほ銀行の業務執行に携わっており、2014年4月にその地位から離れており、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれがないと判断しております。 同氏は、当社と取引関係のある株式会社みずほ証券の業務執行に携わっており、2018年6月にその地位から離れており、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれがないと判断しております。	今泉泰彦氏は、金融機関における業務および長年にわたる金融機関の要職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、また、独立した立場から、経営者としての知識・経験を活かした経営管理に適切な助言、指導を行うなど、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外取締役として選任であると判断している。 また、当取締役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
6		串田ゆか氏は、薬剤師として長年にわたる調剤薬局グループの経営で培った薬事に関する優れた見識、豊富な経験を有し、また、独立した立場から、経営者としての知識・経験を活かした経営管理に適切な助言、指導を行うなど、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外取締役として選任であると判断している。 また、当取締役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
7		柳ヶ瀬繁氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、前職で培った経験を監査業務に活用し、高所・大所より優れた見識を当社の経営管理に役立てるとともに、社内監査役との連携を図るなど、積極的に監査に必要な情報を収集し、社内監査役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外監査役として選任であると判断している。 また、当監査役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監査監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。
8		秋園仁幸氏は、金融機関における業務および上場会社の監査役で培った優れた見識、豊富な経験を有し、また、独立した立場から、経営者としての知識・経験を活かした経営管理に適切な助言、指導を行うなど、監督機能を高めるという社外取締役として期待される役割を十分に果たすことが可能であることから、社外監査役として選任であると判断している。 また、当監査役は、会社の業務執行者その他独立役員としての適格性に欠ける者として掲げられる事由のいずれにも該当せず、当社経営陣から独立した客観的な立場にあり、また、一般株主と利益相反を生じる立場にないなど、コーポレートガバナンス体制における経営の適正効率的な監査監督機能の実効性確保の観点から独立した立場で期待される役割を果たすとの判断から、独立役員に指定する。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者(本人のみ))
- 上場会社の取引先(1.、2.及び3のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の間相互に親戚関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が単行を行っている先の業務執行者(本人のみ)

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a-1のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。